

4月1日開院

峡南医療センター

市川三郷町立病院と社会保険鵜沢病院及び2つの介護老人保健施設が4月1日、経営統合し「峡南医療センター」となりました。

市川三郷町、富士川町両町の住民に期待される医療サービスを提供することを経営理念に、急性期から慢性期、在宅医療に至るまで地域全体で切れ目のない必要な医療を行います。

市川三郷病院では、『総合診療型病院』として、日常的で広範囲な医療を提供するとともに初期診療における患者の包括的な受け入れを行うなど、総合診療体制の強化を図ります。

富士川病院は、『基幹診療型病院』として、救急医療や高度・専門的な医療を提供するとともに、災害医療などの面で地域の拠点としての機能強化を図ります。

■峡南医療センターシンボルマーク

峡南医療センターのイニシャル「K」と「十字マーク」をモチーフに組み合わせてデザイン化し、未来に向かって伸びる「若葉・新芽」「大空を飛翔する鳥」をイメージすると共に、親しみやすく同センターをシンボライズしています。



■診療科目

3月20日現在

	内科	外科	泌尿器科	整形外科	皮膚科	眼科	耳鼻科	婦人科	脳外科	小児科	リハビリ科	放射線科	病理診断科
市川三郷病院	週5	週5	週5	週3	週3	週4	週3	週2	週1	週3	週5	週3	—
富士川病院	週5	週5	—	週5	週1	—	—	—	週1	週5	週5	週2	週5

4月1日からの診療科目は上記のとおりとなります。なお、詳細な診療内容などは、P11を参考に直接お問い合わせ下さい。

■4月1日から

- 市川三郷病院に小児科が再開します。診療は月曜、水曜、木曜の午後の予定です。
- 峡南医療センター開院に伴い、共通の診察券となります。
- 2つの病院をつなぐ「車イス対応・低床のシャトルバス」を導入します。
- 市川三郷病院院長に久保寺智先生が就任します。久保寺先生は平成12年10月に泌尿器科医師として町立病院に就職、19年4月から副院長を務めていました。

● 峡南医療センター 市川三郷病院 ☎ 055-272-3000
富士川病院 ☎ 0556-22-3135



▲共通となる診察券

無許可での農地転用は違法行為です

違反転用には
厳しい罰則

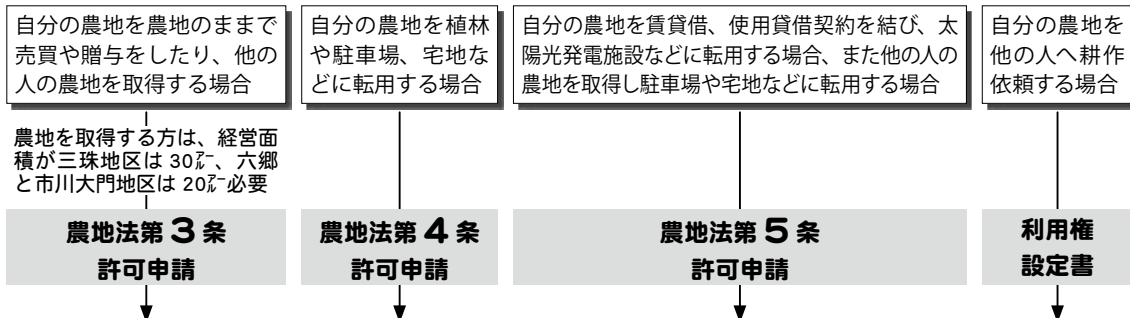
農地は大切な食料の供給基盤です。農地を農地以外に転用すると元に戻すことはとても難しく、無秩序な転用は農業環境を悪化させます。そのため、農地法の許可を受けず、農地以外の用途に使用している場合は、違反転用となり厳しい罰則があります。

また、農地を埋め立てて改良し、同じ農地とする場合も、届出や許可が必要です。

実際に違反転用した者のほかにも、その土地所有者も違反転用者となります。

違反転用の罰則 3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人に対しては1億円以下の罰金

■農地転用申請の種類



提出先 市川三郷町農業委員会 事務局 受付期間は毎月1日～10日
(10日が土日祝日の場合はその前日)
(町役場三珠庁舎産業振興課内) ☎ 055-240-4157

農業委員会だより

平成26年度 農業臨時賃金等標準額表

10a当たり

農作業名称	市川三郷町全区
耕 運	9,500 円
代 か き	9,500 円
機械田植	10,000 円
バインダー (結束紐含む)	12,000 円
ハーベスター (脱穀)	11,000 円
コンバイン (乾燥運搬含)	30,000 円
一般農作業 (1日・8H)	8,000 円
一般農作業 (1時間当たり)	800 円
農休日	7月5日(土)、6日(日)

農業者年金に加入しましょう

～農業者の方なら広く加入できます～

農業者年金は、老後
を安心して暮らすため
の公的年金制度です。
■「積立方式」の長期的
に安定した年金制度
■農業に従事する人が
広く加入
■意欲ある担い手に保
険料を助成
■80歳まで保証がつい
た終身年金
■保険料が自由に選択
できる
(月額2万円が基本)
【問い合わせ】市川三郷
町農業委員会 ☎ 055
(240) 4157

農地の賃貸借料情報提供比較一覧表

10a当たり

農地の区分	平均額	最高額	最低額
田	9,147 円	39,320 円	4,958 円
普通畑	5,251 円	10,714 円	1,000 円
樹園地	9,450 円	13,863 円	5,053 円
モ モ	9,398 円	13,863 円	6,336 円
ブドウ	- 円	- 円	- 円
キウイ	9,501 円	10,752 円	5,053 円
その他	- 円	- 円	- 円



狂犬病の死亡率は 100%

愛犬の「登録」と「予防注射」 は飼い主の義務です

狂犬病予防注射日程のお知らせ

【問い合わせ・申し込み】生活環境課環境衛生係 ☎ 055-272-6092

■狂犬病予防注射日程

期 日	場 所	時 間
4/13 日	役場六郷庁舎前	8:30 ~ 9:10
	役場三珠庁舎前	9:45 ~ 10:35
	市川大門町民会館前	10:50 ~ 12:00
	旧楠甫農協跡地	9:30 ~ 9:40
	細田公民館前	9:45 ~ 10:05
	鴨狩公民館前	10:15 ~ 10:35
	宮原公民館前	10:40 ~ 11:00
	南共進美瑠前	11:10 ~ 11:20
4/15 火	ニードスポーツセンター駐車場	11:25 ~ 11:40
	5・6区公民館前	12:50 ~ 13:10
	網倉公民館前	13:20 ~ 13:30
	岩下公民館前	13:40 ~ 13:45
	堀切公民館前	14:00 ~ 14:10
	近萩公民館前	14:20 ~ 14:25
	芦久保消防詰所	14:35 ~ 14:45
	入公民館前	15:50 ~ 15:00
4/16 水	下九一色生活改善センター	9:30 ~ 9:40
	下九一色中山橋	9:45 ~ 9:55
	樋田リサイクルステーション前	10:00 ~ 10:10
	川浦小御崎神社前	10:15 ~ 10:30
	町屋消防詰所前	10:40 ~ 10:55
	道林ふれあいプラザ前	11:05 ~ 11:30
	大塚町民体育館前	13:00 ~ 13:20
	ふるさと交流センター前	13:25 ~ 13:40
	上/原消防詰所前	13:45 ~ 13:55
	御崎神社境内(市川)	14:10 ~ 14:25
	上地区公民館前	14:30 ~ 14:45
	中央駐車場	14:50 ~ 15:00
4/18 金	建設業協会市川支部駐車場	9:00 ~ 9:30
	高田地区公民館前	9:40 ~ 10:10
	宮本公民館前	10:20 ~ 10:35
	峡南消防本部北部消防署前	10:45 ~ 11:00
	大木集荷場前	11:15 ~ 11:20
	法師倉公民館前	11:25 ~ 11:30
	大同地区公民館前	13:00 ~ 13:15
	宮沢公民館前	13:25 ~ 13:30
	仲村公民館前	13:35 ~ 13:40
	沖村リサイクルステーション前	13:45 ~ 13:50
	帯那公民館前	14:00 ~ 14:10
	山保地区公民館前	14:15 ~ 14:30
	藤田養蚕飼育所前	14:35 ~ 14:45
	四尾連公民館	14:55 ~ 15:00

狂犬病は、哺乳類や鳥類などすべての恒温動物に感染しますが、特に犬の仲間が感染しやすいウイルス性の病気です。この病気の恐ろしさは、いったん発病すると現在の医学でも治療方法はなく、死亡率がほぼ100%に至ることです。

狂犬病予防法により生後91日以上の犬は、登録と年1回の予防接種を受けなければなりません。

今年度の予防接種と新規

登録を左日程表のとおり行います。既に登録している犬の飼主に対しては、案内ハガキを送付します。予防接種の際には、必ずハガキを持参して下さい。

登録しているのにハガキが届かない、または既に死亡しているのにハガキが届いたなどありましたら、ご連絡をお願いします。

【注意事項】

予防接種時の事故防止のため、飼い犬に次のような

症状がある場合は、担当獣医に申し出て下さい。

▽食欲のない犬
▽妊娠末期の犬
▽病氣中の犬

【料金内容】

▽予防注射料2,950円

▽注射済票交付手数料550円

【必要な場合の加算額】

▽新規登録料3,000円

※動物病院で接種した場合は、注射済証を役場へ提出して下さい。

大変!愛犬が迷子に…。そんな時は。

迷い犬は役場で保護されている場合があります。飼い犬が行方不明になった場合は、町生活環境課環境衛生係までご連絡下さい。

また鑑札や注射済票が首輪にある場合は、飼い主の名前が確認できますので必ず装着をお願いします。

コンビニでも

町税が納められます

町税務課徴収係
☎055(272)1104

昨年度から、町の税金はコンビニエンスストアでも納められるようになりました。納付書に記載してあるコンビニであれば、全国どこでも、さらに休日や夜間など、営業時間内であれば手数料不要で納めることができます。

《納付できる税目》

- 町県民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

※役場本庁舎、各支所、各種金融機関でも従来どおり納付することができます。

《納付できるコンビニ》

- セブンイレブン
- デイリーヤマザキ
- ローソン
- ファミリーマート
- ヤマザキデイリーストア
- サークルK
- サンクス
- ミニストップ

など 23 チェーン店

※注意

次の場合はコンビニでの納付ができません。ご注意ください。

- ・取扱期限が過ぎた納付書（取扱期限と納期限は異なります）
- ・納付書1枚の納付額が30万円を超える場合
- ・平成25年3月以前に発行された納付書
- ・納付書のバーコード部分が破損や汚れているもの

口座振替 もご利用下さい

口座振替の手続きをしておくと、納付期限が到来した町税などが指定の口座から自動的に振り替えられ、納付の手間が省けます。申し込み手続きは簡単ですのでぜひご利用下さい。



町への想いを形にできる

「ふるさと納税制度」

ふるさと納税へのご寄付ありがとうございました

- 小林 研一 様（東京都府中市）
- 赤坂 道子 様（埼玉県三郷市）
- 笠井 厚 様（神奈川県横浜市）
- 佐野 涼子 様（東京都北区）
- 沖垣 真佑 様（大阪府八尾市）

◎町の出身者のみならず、市川三郷町を第二のふるさと、心のふるさとと思っている方など、どなたからでも寄付の受付を行っています。

「ふるさと納税制度」は皆さんがふるさとに対し貢献したい、応援したいという気持ちを寄付金のかたちで実現できる制度です。

個人が地方公共団体に対して2千円を超える寄付を行った場合に、2千円を超える分は一定の限度まで個人住民税と所得税の中から控除されます。（控除される額はおおよそ個人住民税の1割が上限です）

町企画課企画政策係 ☎055-272-1103

ふるさと納税制度のご案内

「がんばる！市川三郷町」

☐寄付金を何の目的で使ってほしいかは、つぎのメニューからお選び下さい。

■学ばまちづくり

- ▽学校図書館の図書充実事業
- ▽学校施設整備事業 など

■暮らしやすいまちづくり

- ▽子育て支援医療費助成事業
- ▽環境保全整備事業 など

■楽しむまちづくり

- ▽ふるさとまつりの開催
- ▽町のPR事業 など

■町長におまかせ



小学校新入生のいる世帯に子育て祝い金を支給します

町では、子どもの誕生を祝福するとともに、子育ての支援、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い「子育て祝い金」を支給しています。次の要件を満たす方は、申請をお願いします。

【支給対象者】 今年4月に小学校に入学する児童で、小学校入学時に市川三郷町に住所を有している児童の保護者

【申請書】 入学式に学校で配布します。町外の小学校へ入学の方には

郵送します。

【支給額】 入学する児童1人につき2万円

【申請期限】 4月11日(金)

※申請書が全員分揃ってから支払いますので、必ず期限内に申請し

て下さい。

【申請場所】 ▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課

【申請書類】 子育て祝い金支給申請書

【問い合わせ】 いきいき健康課 子育て支援係 ☎0556(32)2114

チャイルドシートのレンタル・購入費補助

町では町内にお住まいの方を対象に、1人のお子さんに対して、それぞれ1回ずつチャイルドシートのレンタル及び購入費補助を実施しています。

■レンタルの場合

【対象】 1歳未満児の保護者で、町

内にお住まいの方

【費用負担】 なし

【貸出期間】 1年未満

【注意点】 ▽出生前に申請でき、出産予定日から貸し出しができません。申請時には、母子手帳・印鑑をお持ち下さい。

■購入費補助の場合

【対象】 6歳未満保護者で、町内にお住まいの方

【補助金額】 ▽1万円が上限▽1万円未満の場合は実費補助(但し100円未満切捨て)▽1万円以上の場合1万円補助

助成金でお得な西伊豆町の民宿に泊まろう

本町と友好交流している静岡県賀茂郡西伊豆町。町では町友好交流の一環として、町民が西伊豆町の民宿を利用した場合に、年度内1人につき1回に限り交流助成金

を支給します。

【対象者】 町民のみ

【助成金額】 ▽小学生以上・1人2,000円 ▽小学生未満・1人500円

※助成金の支給は予算の範囲内で行います。

【申請方法】 利用する10日前までに、申請用紙に必要事項を記入し、町産業振興課商工観光係まで提出し

て下さい。

※申請用紙は同場所に設置してあります。

【問い合わせ・申し込み】 町産業振興課商工観光係 ☎055(240)4157

【注意点】 ▽出生前の購入でも申請が可能です。▽申請受付は、出生届受理後からとなります。申請時には印鑑・購入時の領収書・品質保証書が必要です。申請期限は購入した日から1年以内です。

【問い合わせ】 町総務課防災犯係 ☎055(272)1102

町内事業者から購入するはんこ購入費の一部を助成します

はんこは、町の伝統地場産業です。町では、このはんこを深く理解していただくことを目的に、町内事業者からのはんこ購入に対し、購入費の一部を助成します。

【助成対象】▽町内に住所を有する方▽法人の登記のある事業所
※この他にも対象の条件があります。

す。詳しくはお問い合わせ下さい。
【助成額】購入費の1/2以内(1万円限度、100円未満の端数切捨て)

※はんこのケース代は、対象外です。
※購入前に事前申請が必要です。
※助成は、年度内1回のみです。
【問い合わせ】町産業振興課商工観光係 ☎055(240)4157

住宅リフォーム費用の一部が助成されます

町では住宅リフォームに対し、費用の一部を助成します。

【対象になる住宅】▽町内にある個人住宅▽リフォーム着工時に建築後5年を経過しているもの
【対象になるリフォーム】▽リフォー

ムに要した費用が30万円以上のもの
▽※町内業者によるリフォーム
※町内業者は町に小規模工事等契約希望者登録をしている業者
【注意】▽他の制度で町から助成を受けている場合、この助成は受けられ

ません。
▽予算の都合上、助成金がなくなり次第締め切ります。
【助成額】リフォームに要した費用の10%(上限10万円)

■工事着工前に必ず町建設課までご相談下さい。詳しい申請方法などご説明します。
【問い合わせ】町建設課都市計画係 ☎055(272)6090

福祉タクシー券を交付します。対象者は申請を！

町では、障害者や高齢者を対象に、タクシーの初乗料金が免除される福祉タクシー券を交付します。対象者は次のとおり受け付けますので、タクシー券の交付を希望される方は申請して下さい。

※「社会福祉施設入所者」「自動車税や軽自動車税の減免を受けてい

る方」は対象にはなりません。
【対象者】▽身体障害者手帳1～2級所持者▽療育手帳の障害程度がAの方▽精神障害者保健福祉手帳1級所持者▽介護慰労金受給者に介護されている方のうち非課税世帯の方▽88歳以上の方▽心身の障害により一人での外出ができない

高齢者のうち、高齢者のみの世帯に属する方(担当民生委員の証明が必要)
【申請に必要なもの】①はんこ ②手帳所持者は次のいずれかの手帳▽身体障害者手帳▽療育手帳▽精神障害者保健福祉手帳
【交付枚数】年間24枚(1カ月あたり2枚)

【受付期間】4月1日(火)～25日(金)
※受付は年間をとおして行っていますが、この期間に申請がない場合は申請した翌月分からの枚数を支給します。
【申請場所】▽本庁舎福祉支援課▽三珠支所住民サービス係▽六郷庁舎いきいき健康課
【問い合わせ】町福祉支援課福祉係 ☎055(272)1106